

## 第6回青森地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和7年9月16日（火）午後3時00分～午後3時47分

2 場 所 青森合同庁舎 4階共用会議室

3 出席者

【委員】	公益委員	飛鳥委員	石岡委員	渋田委員	森宏之委員	森理恵委員
	労働者委員	秋田谷委員	中野委員	野坂委員	保土澤委員	
	使用者委員	小山内委員	小山田委員	菅委員	藤井委員	松山委員
【事務局】	角井労働局長	上野労働基準部長	吉田賃金室長	篠原補佐	大田監察官	

(事務局 室長補佐)

定刻となりましたので、ただ今より第6回青森地方最低賃金審議会を開会いたします。

本日の委員の出欠状況ですが、相馬委員が欠席されておりますが、定足数に達しておりますことを報告いたします。

本日の審議会の公開に関しまして傍聴人の募集公示を行ったところ、7名の申込があり、傍聴いただいていることを併せて報告いたします。

それでは以降の議事進行につきまして、石岡会長、よろしくお願ひします。

(石岡会長)

それではよろしくお願ひいたします。

まず議題の1ですけれども、8月28日に答申をいたしました青森県最低賃金に係る改正決定に対し異議の申出がありました。

最初に事務局から、申出の状況について報告をお願いします。

(事務局 賃金室長)

青森県最低賃金改正につきましては、8月28日に76円引上げて1,029円とする、発効日は11月21日とする旨の答申をいただいたところでございますが、審議会の答申要旨につきまして公示をいたしましたところ、9月11日に青森県労働組合総連合 議長 逢坂拓氏、青森県医療労働組合連合会 執行委員長 秋元晴美氏、全国福祉保育労働組合青森支部 執行委員長 三上千幸氏、青森県地域一般労働組合 執行委員長 鎌田貞孝氏から、再審議を求めるとの異議の申出がございました。

従いまして、青森労働局長から本審議会に、当該異議申出に対する意見を求める内容とする諮問を行わせていただき、審議会におきます審議を経まして答申をいただきたいと思います。

それでは角井局長から諮問をさせていただきます。

(角井局長)

最低賃金審議会の意見に関する異議の申立について

標記について、青森県労働組合連合議長逢坂拓他 3 名から最低賃金法第 11 条第 2 項による異議の申立がありましたので、貴審議会の意見を求める。

よろしくお願ひします。

(事務局 賃金室長)

諮問文の写しを配付させていただきますので、少々お待ちください。

それでは引き続きまして資料と異議について説明させていただきます。

まず資料でございますけれども、会議次第が付いている資料でございますが、これは産業別最低賃金の検討小委員会で使用したものと同じものでございます。別冊といたしまして、地賃に関しましては本日の異議申出書の写しを付けてございます。また産別の審議日程のペーパーもございます。

また委員限りの資料といたしまして、検討小委員会の報告書、あと検討小委員会で行われました意見聴取書面、さらに労働協約関係の資料がございますので御確認いただきたいと思います。

それでは異議につきまして説明させていただきます。会議資料の中の異議申出書写しの方を御覧いただきたいと思います。

異議申出の受理にあたっては点検をしております。申出書の様式は任意とされておりますので、この様式で問題ございません。また異議の申出者の要件につきましては、最低賃金の決定によって直接利害関係を生ずる青森県内の労働者を構成員としておりますことから、こちらも問題ございません。異議の内容理由についても明記されております。

以上につきまして、点検の結果、問題がないことから受理をしているというものです。

なお、この異議申出書につきましては委員の皆様方に事前にメール送付させていただいておりますので、御確認いただいているかと思います。

それでは異議申出の内容につきまして、ポイントを絞って読み上げさせていただきます。異議申出書を御覧いただきたいと思います。

1 ページ、青森県労働組合総連合からの異議申出書でございます。

2025 年青森地方最低賃金の改正意見に対する異議申出書

「青森地方最低賃金審議会は、8月 28 日、青森県最低賃金に関する改正決定について現在の時間額 953 円を 76 円引上げて 1,029 円とする答申を行いました。異常な物価高騰が働く者の暮らしを直撃するなど、中央最低賃金審議会が示した目安 64 円に 12 円をプラスする時間額 76 円の引上げは過去最高額であり、この答申額は意義あるものと受け止めました。」

1 段飛ばしまして、「しかしながら、時間額 76 円の引上げでは、単年度で見ても労働者の生活を改善することは困難であり、また本来あるべき水準にも遠く、首都圏等との賃金格差も不十分と言わざるを得ません。

青森県を希望ある地域にするためには大幅な賃金引上げで消費購買力を強化し、地域経済の好循環を生み出す必要があります。最低賃金の引上げはそのことに大きな影響を与えます。」  
ということで、記いたしまして 1 から 4 までございます。

- 1 答申された時間額 1,029 円のままで最低賃金を決定することについては不服です。
- 2 賃金格差の解消、全国一律最低賃金制などを展望し、当地域の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引上げるとともに地域間格差を是正してください。
- 3 発効日を指定発効の 11 月 21 日としましたが、労働者の生存権保証を第一目的とする最低賃金法に鑑み、公示の日から起算して 30 日を経過した日に発効することを求めます。
- 4 景気浮揚・最賃引上げにあたって公正取引の徹底、中小企業・小規模事業所への支援策の具体化は急務の課題です。政府に対して有効な中小企業・小規模事業所への支援策をさらに強化、充実させることを強く求めてください。

ということでございます。

続きまして理由でございます。

(1) 「労働者の生活実態から見て、引上額は不十分です。」「残念ながら答申された金額では一月の労働時間を法定労働時間 173.8 時間で計算した場合でも月額は 178,840 円、年額で 2,146,080 円です。」

次の段落「長く続く物価高騰は県民生活を厳しい状況に追い込んでおり、最低賃金や最低賃金近傍で働く方々の苦しさは、より大きくなっています。」

「最低賃金の審議にあたっては、現行金額からいくら引上げるかという検討とともに、一人の大人が独立して生計を営むにあたり、その賃金水準がいくらであればいいのか、憲法 25 条がしっかりと保障される賃金水準はいくらなのかを議論し、明らかにしていくことが重要であると考えます。」ということでございます。

(2) でございますが、「賃金格差をさらに縮めることが求められます。中央最低賃金審議会の目安は A・B ランクが 63 円で C ランクが 64 円と、下位ランクが上位ランクを上回ったのは初めてのことでしたが、この僅かの差額では格差解消となりません。」

1 文飛ばしまして、「青森地方最低賃金審議会は目安に 12 円をプラスし格差解消を目指す考え方を示されました。しかし、これでもなお東京は 1,226 円、青森は 1,029 円。200 円は切ったものの、依然 197 円の格差となります。働く地域が違うだけで最低賃金において時間額 197 円もの格差が生じる、東京の 8 割の賃金で生活しなくてはならないということは、不合理であると思います。」

ということで、最後「生計費に大きな格差がないにも関わらず、年収で 40 万円以上の格差は到底容認できるものではありません。」ということです。

(3) 「発効日について。青森地方最低賃金審議会は法定発効によることとせず、審議会が指定した 11 月 21 日を発効日としました。」

「金額の影響及び準備期間が必要との理由から、指定発効で発効日を送らせていました。労働者にとって大変重大な問題があると考えます。」

こここの項目の最後、「答申で発効日について大幅な引上げ額の影響と事業主が活用する各種支援策の申請手続きに要する時間等を考慮し指定発効としましたが、発効日の遅れを最低賃金

で働く労働者が受忍しなければならない合理的な根拠が示されているとは思いません。」

さらに「労働者の生存権保障を第一にする最低賃金法に鑑み、公示の日から起算して 30 日を経過した日に発効することを求めます。」

(4) といたしまして「公正取引の徹底、中小企業・小規模事業所への支援策の強化を強く国に迫ってください。」

この項目の最後から 6 行目、「最低賃金の改善は中小企業支援をセットで行うことが必要との観点から、答申の政府要望 2 点の業務改善助成金等の改善、公正取引の執行強化、周知徹底に加え中小企業を直接支援する施策を国に求めていただきますようお願いします。」ということです。

最後に「終わりに」ということで、5 ページの最後「本年度の改定にあたって憲法 25 条を保障する賃金はいかにあるべきかを再度検討していただき、大幅引上げが実現するよう、よろしくお願い申し上げます。」

以上でございます。

なお、記の 4 の公正取引の徹底と中小企業、小規模事業者への支援策の強化の要望事項につきましては、県労連様から 6 月に行われました局長宛ての要請でもいただいております。7 月の本審議会及び厚生労働省にも報告しているところでございますが、今年度の答申におきましても政府要望として 3 点盛り込んでいることを申し添えさせていただきます。

次に 6 ページでございますが、青森県医療労働組合連合会様からの申出書でございます。

3 つ目の段落でございます。「政府は、医療・介護・福祉労働者の賃上げの必要性から、2024 年の診療報酬と介護報酬改定において 2024 年、年に 2.5%、2025 年、年 2 %の賃上げ支援策を盛り込みました。

対象外職種を残し、施設ごとに補助の格差をつけるなど、差別と分断を医療・介護現場に持ち込み、全てのケア労働者の大幅賃上げといえる内容とはなっていません。それどころか報酬改定が示した賃上げ率にも届かず、他産業が軒並み 5 枝の賃上げが実施される中、医療・介護・福祉労働者の賃上げは置き去りにされています。その結果、全産業平均賃金との格差が拡大しています。」

ということでございまして、記として異議の内容がございます。

2 の 3 行目です。「医療・介護職は最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が 8 ~ 9 万円以上になる実態があり、全国一律性の実施なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。」

3 といたしまして、「発効日の遅れは労働者に大きな不利益をもたらすものであり、改正決定の際に配意したとする 4 点の事項に照らして、到底納得できるものではありません。」

以上により、再審議の上、金額の更なる上積みと一日も早い発効について強く求めます。」とされているところでございます。

次、7 ページでございますが、全国福祉・保育労働組合青森支部様からの異議申出でございます。

異議の内容の 3 行目「しかしながら」ということで、「青森県の最低賃金を 1,029 円として

も、この額では異常な物価高のもとで生活改善には十分でなく、再審議をしていただき異議の申立をさせていただきます。

また発効日を指定発効の 11 月 21 日としたことについても異議の申立をさせていただきます。」

ということで、異議の理由についてですが、2 段落目、「介護・福祉・医療・保育などのケア労働は、国民の人権と尊厳、命と健康を守るものであり、ここで従事する人の賃金、処遇は公定価格により決められています。

ところがケア労働者の賃金は長らく他産業より低い水準に置かれ、低賃金や長時間労働を苦にした離転職の増加と人員不足が大問題となっていました。」

ということでございまして 8 ページ、下から 2 段落目の後半です。「地域を問わず単身の若者が十分に暮らせる月額 25 万円の賃金とする生計費を保障する賃金に向か、再度、最低賃金の見直しを審議してください。

私たち、福祉・保育労働組合に懇談、対話で寄せられた切実な思いとしてお伝えしている声に応えていただきますようお願いいたします。」

さらに最後でございます。「物価高騰が続く中で、働く者は昨年にも増して最低賃金改定の 1 日も早い発効を求めています。例年、法定発効として 10 月中に発効されている最低賃金改定を期待している働く者への影響を考慮して、発効日の再審議をお願いいたします。」ということです。

最後に青森県地域一般労働組合様からの異議申立てです。「2025 年青森地方最低賃金の改正意見に対する申立書。最低賃金を 1,029 円より高くしてください。」

ということでございまして 10 ページ、6 行目から読ませていただきます。「発効日が 11 月 21 日になっていることは、実質 1 ヶ月以上賃上げが反映されないことになります。1 日 5 時間働いている人は 9,500 円、1 日 8 時間働いている人は 15,200 円、最低賃金審議会が認めた昇給分がもらえないことになるのです。9,500 円から 15,200 円は最低賃金に近いところで働いている人にとっては大きな金額です。」

ということで、さらに最後ですが、「最低賃金審議会は最低賃金の引上げが必要だと考えたから引上げを決めたと思います。最低賃金の速やかな引上げを実施してください。」ということです。

いずれも金額を 1,029 円よりも高くしてほしいということと、発効日を早めてほしいという趣旨となってございます。

以上のように異議申出の内容等につきましては申出書において明確になっております。異議申出期間は 9 月 12 日までございましたが、これ以上の申出はございませんでしたので、この 4 点について御審議の方、よろしくお願ひしたいと思います。

(石岡会長)

はい、それでは今の点につきまして何か御質問等はございませんか。

質問はよろしいでしょうかね。それでは今回の異議申出を受けまして、審議会としての意見をまとめたいと思いますが、御意見を頂戴したいと思います。

労働者側、いかがでしょうか。

(秋田谷委員)

それでは労働者側の意見を述べさせて頂きたいと思います。

今年度の改定にあたっては、例年、5回の専門部会で結審していたところ、7回にわたり開催し十分な時間を掛けて審議を行い答申に至ったものであります。

指定発効につきましては、過去最高額となる目安額64円に12円を上乗せした76円の引上げにより1,029円とした答申額について、県内事業所の99.9%を占める中小零細企業が各種支援事業の申請手続きに対応するための準備期間を一定程度確保する必要があるという判断をいたしました。

一方で、冬期間は灯油をはじめとする暖房費の負担が大きくなる青森県の特性を考慮し、その前に発効させる必要があることから、ギリギリ11月21日の指定発効としたものであります。

以上のことから、再審議の必要はないものと判断をいたします。

以上です。

(石岡会長)

はい、ありがとうございました。

使用者側は、この点に関しては。

(小山田委員)

今回の結論でございますけれども、使用者側委員としては今回の過去最高額76円、7.97%の決定は額・率とも最高の額ということでございます。政府の骨太の方針等を受けて中央審議会が示した使用者の賃金支払能力があまり考慮されずに決定した目安額をさらに12円、1.26%上回るものでございます。

このように急激で大幅な賃金引上げは事業の継続と雇用の維持に影響を与え、中小企業が99.9%を占める本県経済にも良い影響を与えないと考えております。

また事業者にとっては、いわゆる年収の壁による年末の働き控え、代替の労働者の確保等への対応も必要になってまいります。

そして発効日につきましても、経営者の立場からすれば価格転嫁への取組、各種補助金の申請、働く方の賃金体系の見直しなど、賃上げ額に見合った一定の日数が必要だと考えております。

また先ほど来、食料品をはじめとした生活必需品の物価高騰、これにつきましては国民生活に直結しております。皆さん、困っていると思います。これは同じ認識でございます。

しかしながら、労働局長さんへの答申の中で、政府の要望にもございましたとおり、本来、一義的にその物価高騰対策に責任を持つべきは政府だと考えております。政府が速やかに税、社会保険料等の負担軽減、各種給付金等の対策を検討・実行することが筋だと考えております。

結果的に、もっぱら地方の、青森県の中小企業・小規模事業者に物価高騰対策を担わせると

いうのは適当ではないと考えております。

従いまして、さらなる賃金引上げ額の上積み、そして発効日の見直し、前倒し等についての御意見には賛同いたしかねます。

以上です。

(石岡会長)

ありがとうございました。

他には何か御意見はございませんか。

今回の答申に対しまして、いろいろ御意見はあるところかと思います。今年の特徴として発効日をかなり遅らせるところが出てきたということ、ただ一方では発効日を遅らせるということは、その分、実質的な賃上げの期間が短くなるということになるわけでして、北海道大学の先生が計算をされておられましたけれども、引上げ額と発効日との関係で実質的な引上げ額がどうなのかという試算をされている結果が発表されていました。

私もCランクについて計算をしてみましたけれども、Cランク、13県ありますけれども、その中で実質の引上げ額が目安の64円を超えてという県は5県しかないんですね。本県はそのうちの1県です。引上げ額を上げる、そのために発効日を遅らせるというような考え方もあつたやにも聞いておりますけれども、そのような考え方には私たちは与することはできないと考えました。

いろいろ御指摘はあろうかと思いますし御不満もあろうかと思いますが、そのような諸々のことを総合考慮して考えた結果で、繰り返しになりますが実質的な引上げ額で言えばCランクの中でもベスト5に入っている、そういう結果ですので、単なる結果の数字だけを見るのではなくて、そういった総合的なもので実質的な引上げ額がどうなるかという点についても考えていただきたいというふうに思っております。

そういうことで、本県、今回は非常に長い時間を掛けていろいろなことを検討してまいりましたので、御指摘の点も含めて検討した結果ですので、今、労使双方から御意見をいただきましたけれども今回の結果については見直す必要はないというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし

(石岡会長)

はい、ありがとうございます。

それでは青森県労働組合総連合他3名からの異議の申出については、8月28日の答申自体、これまで慎重に審議を重ねた結果の結論でありますので、本審議会の答申どおり決定することとしたいと思います。よろしいですね。

(各委員)

はい

(石岡会長)

それでは全会一致で、本審議会の答申どおり決定することが適當として答申することといたします。

(事務局 賃金室長)

これから答申文の案をお配りしますので、少々お待ちいただきたいと思います。

(石岡会長)

では答申文の案について御確認いただけますでしょうか。

何か御意見はございますか。よろしいでしょうかね。

それでは、この答申文をもちまして答申することといたします。

(事務局 室長補佐)

それでは引き続きまして答申に移らせていただきます。

石岡会長より角井労働局長に対しまして答申をお願いいたします。

(石岡会長)

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について答申

令和7年9月16日 貴職から、同年8月28日付け青森県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する青森県労働組合総連合議長逢坂拓ほか3名からの異議申出に関し意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

令和7年8月28日付け答申どおりに決定することが適當である。

(事務局 賃金室長)

では答申文の写しを全員にお配りします。

(石岡会長)

それでは青森県最低賃金についての異議申出に係る議論、議題はこれで終了したいと思います。

それでは議題の2番、青森県特定産業別最低賃金改正決定について審議をしたいと思います。改正の申出がありました鉄鋼業、電気機械器具等製造業及び自動車小売業の3業種について、改正の必要性の検討を行ってきた検討小委員会の報告を基に審議を進めたいと思います。

検討小委員会の検討結果につきましては、森宏之委員長代理から報告をお願いします。

(森宏之委員長代理)

それでは産業別最低賃金検討小委員会の審議経過を報告します。

検討小委員会では、9月9日に申出のあった3業種について必要性の有無について検討を行いました。検討小委員会として検討を行った結果、鉄鋼業及び電気機械器具等製造業については、具体的な金額審議は今後の各専門部会に委ねることとして全会一致で改正決定することを必要と認めることとし、自動車小売業については改正決定をすることは必要ないとの結論に至ったところです。

以上です。

(石岡会長)

ありがとうございました。

ただ今の小委員会報告につきまして、何か御意見等ございませんか。どうぞ。

(小山田委員)

先ほど、今説明があったとおりであります。2業種について、改正決定を必要と認めるとの結論に達したということでございます。結論的にはそのとおりでございます。

一方、検討小委員会に参加されていない委員の方々も、本日お出ででございますので、使用者側の立場で必要と認めるに至った経緯について若干触れさせていただきたいと思います。

先般の検討小委員会におきまして、使用者側の参考人、そして労働者側の申出人、双方から改正の必要性等について意見をお聴きしたところでございます。

その結果、申出人、参考人ともに、対象となる事業者がどこにどの程度あるか、経営状況や賃金実態等はどうなのかについては情報を持ち合わせていないということが改めて分かったところでございます。

使用者側としましては、必要性があると言えないけれども、かと言って必要性がないとまでは言える具体的な資料、根拠もないことから、止む無く必要性ありの結論を了としたとしたところでございます。

従いまして、仮に本審議会で必要性ありとの結論に至った場合には、昨年同様必要性の有無、程度も含め、総合的観点から金額審議に望んでまいりたいと考えております。

対象事業所における事業の継続と雇用の維持に影響を与えることから慎重の上にも慎重に対応する必要があると考えております。

以上でございます。

(石岡会長)

はい、他にはありませんか。

それでは産業別最低賃金改正の必要性の有無についてお諮りをしたいと思います。ただ今の小委員会報告のとおり鉄鋼業と電気機械器具等製造業については改正決定の必要性あり、自動車小売業については改正決定の必要性なしということで決定したいと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし

(石岡会長)

ありがとうございます。それでは小委員会報告のとおり、本審議会としては決定することといたします。

(事務局 賃金室長)

ただ今から委員に対し答申文の案を配付させていただきます。

(石岡会長)

ただ今、配付されました答申文の案について御確認をいただきたいと思いますが。何か御意見等はございませんか。

よろしいでしょうかね。それではこの答申文をもちまして答申することといたします。

(事務局 室長補佐)

それではここで答申に移らせていただきます。石岡会長から角井労働局長に対し答申をお願いいたします。

(石岡会長)

青森県特定産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無について 答申

当審議会は令和7年8月12日付をもって最低賃金法第21条の規定に基づき、貴職から諮問のあった青森県特定産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無について慎重に審議をした結果、下記の青森県特定産業別最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

- 1 青森県鉄鋼業最低賃金
- 2 青森県電子部品、デバイス、電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

青森県自動車小売業最低賃金については改正決定する必要がないとの結論に達しました。

(事務局 賃金室長)

それでは答申文の写しを各委員に配付させていただきます。

(事務局 室長補佐)

続きまして角井労働局長から産業別最低賃金の金額改正についての諮問を行わせていただきます。

(角井局長)

## 最低賃金の改正決定について

最低賃金法第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について貴会の調査、審議をお願いする

- 1 青森県鉄鋼業最低賃金
- 2 青森県電子部品、デバイス、電子回路、電子機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

(事務局 賃金室長)

それでは諮問文の写しを配付させていただきます。

(事務局 室長補佐)

引き続きまして角井労働局長より挨拶申し上げます。

(角井局長)

一言挨拶を申し上げます。

青森県最低賃金についての異議申立てに対して、8月 28 日付の答申どおり決定することが適当であるとの結論をいただきました。この結論に基づきまして、今年度の青森県最低賃金改正の手続きを進めてまいります。

上がり幅がかなり大きいということだったので、業務改善助成金など、我々は中小企業の支援等につきましても一緒に周知をさせていただきたいと思っております。

また産業別の最低賃金につきましては、鉄鋼業と電気機械器具等製造業について改正の必要性がありと答申をいただきましたので、金額改正の諮問をさせていただきました。今後は業種ごとに御審議をお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、引き続きお忙しい中での御審議になろうかと存じますけれども、これまで同様、御協力を賜りたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(事務局 室長補佐)

この後の議事運営につきましては、引き続いて石岡会長にお願いいたします。

(石岡会長)

ただ今、産業別最低賃金の改正諮問をいただきましたので、本審議会といたしましては最低賃金法第 25 条 2 項に基づく専門部会を設置して、産業別最低賃金の改正審議に入ることになります。

今後の手続きについて事務局から説明をお願いします。

(事務局 賃金室長)

今後の手続き等につきまして説明をさせていただきます。

産業別最低賃金、業種ごとに専門部会が設置されることとなり、本日から関係労使の意見聴

取の公示及び専門部会委員の候補の推薦を求める公示をいたします。労働者代表委員、使用者代表委員、それぞれ3名を選出いたしますので、候補者を推薦していただくこととなります。

専門部会委員の推薦公示期間は本日から9月24日までとしております。委員候補推薦の公示、意見聴取の公示文を労使各団体宛てに本日送付させていただきます。

短期間で申し訳ございませんが、委員の推薦方、よろしくお願ひいたします。

また公益委員におかれましては内諾書の提出をお願いいたします。8月12日に調整をさせていただきましたけれども、鉄鋼業は石岡会長、森宏之会長代理、森理恵委員、電気機械器具等製造業につきましては石岡会長、飛鳥委員、渋田委員に御担当いただくことでございますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして今後の産別最低審議の日程の確認でございます。資料、日程をお配りをしてございます。10月1日が電気機械器具等製造業、10月8日が鉄鋼業について専門部会を開催いたします。予備日といたしまして10月7日、それと15日を設けさせていただいております。

場所につきましては、専門部会は両業種ともここではなくて第二合同庁舎1階ということになつてございます。

次回の本審議会でございますが、10月21日、13時30分から青森第二合同庁舎1階共用会議室で開催をいたします。その審議会におきまして産別最賃の改正についての答申をいただきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

なお、産別専門部会委員の推薦公示が24日までであることから、専門部会委員の皆様にたいする開催通知、委員として選任させていただいた旨の通知は25日以降の発出となりますので、御了解いただきたいと思います。

最後に、はじめに答申をいただいた青森県最低賃金の今後でございます。事務局といたしましては、今後発効に向けた手続きを進めさせていただくということになります。官報公示予定が9月29日、そして発効が11月21日の予定ということでございます。

よろしくお願ひしたいと思います。事務局からは以上でございます。

(石岡会長)

ありがとうございました。

ただ今の御報告につきまして、何か御質問等はございませんか。

よろしいでしょうかね。

次にこれから産別審議での議事の公開について確認したいと思います。専門部会が終了しました後、答申に係る10月21日の本審、これはこれまで公開としてきております。それから産業別最低賃金の審議におきましても、地賃の審議と同様に公労使3者が集まって議論を行う部分は公開とし、公労、又は公使の2者で議論を行う個別協議の部分は非公開とすることにしたいと思いますが、何か御意見等はございませんか。

(各委員)

異議なし

(石岡会長)

よろしいでしょうかね。ありがとうございます。

それでは公労使3者が集まって議論を行う部分は公開ということにしますので、各専門部会において適切に対応いただくようお願いをいたします。

それから他には皆さんから何かございますか。特段、よろしいでしょうか。

事務局からは何かありますか。よろしいですか。

それでは本日の審議はこれで終了したいと思います。

どうもお疲れ様でした。